

健康管理者
経営者向け

職域における
がん検診及び精密検査
マニュアル

～受診率の向上に向けて～



高知県

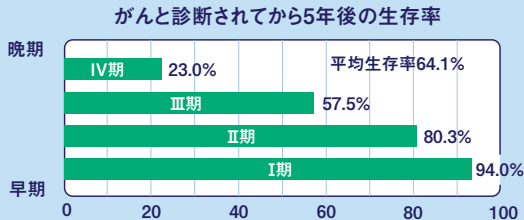
日本一の健康長寿県構想

県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けるために

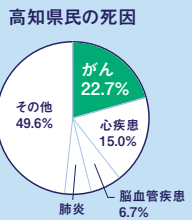
01. はじめに

1. 高知県のがんの現状

生涯の中で何らかのがんにかかる確率は**男性63.3%、女性50.8%**※とされています。がん検診を受けて心配な結果であった従業員を放置せず、必ず精密検査を受診するようおすすめしましょう。 ※典拠:国立がん研究センター2021年データに基づく推計値



出典:がん研究振興財団「がんの統計2022」



出典:令和5年人口動態統計(厚生労働省)

2. 国が推奨するがん検診

肺がん検診

高知県民の中で
死亡率が一番高いがん

40歳以上の男女 1年に一回

受診率
61.1%
(40-50代)

胃がん検診

高知県で患者数が
一番多いがん

内視鏡 50歳以上 2年に1回
X線 40歳以上の男女 1年に1回

受診率
40.7%
(40-50代)

大腸がん検診

早期発見で
100%近く完治します

40歳以上の男女 1年に一回

受診率
48.7%
(40-50代)

乳がん検診

高知県の女性で
最も多いがんです

40歳以上の女性 2年に一回

受診率
52.9%
(40-50代)

子宮頸がん検診

20歳代から発症者が
多くなっていくがん

20歳以上の女性 2年に一回

受診率
48.6%
(40-50代)



令和6年度高知県調査(令和5年度の受診率)

協会けんぽの生活習慣病予防健診なら、5大がん検診までカバー！

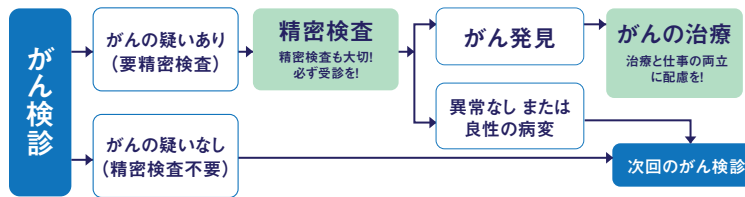
対象者：協会けんぽの被保険者(ご本人)

- 5大がん検診(肺・胃・大腸・子宮・乳房)を含みます
- 健診費用の約7割を協会けんぽが負担するため安価な料金で受診できます
- 対象者がいる事業所には、3月下旬に受診できる機関などをご案内します

お問い合わせ先
協会けんぽ高知支部
保健グループ
TEL088-820-6020 HP▶



3. がん検診から治療までの流れ



「要精密検査」
になったら
必ず精密検査を
受診しましょう！



日本人の死因第1位はがんです。高知県においても同じ状況であり、1年間に亡くなる方のうち4人に1人はがんで亡くなっています。がんは誰もがなる可能性がある病気です。職場のがん検診推進には健康管理担当者のあなたの力が必要です。健康管理担当者のあなたの意識・行動が、会社と従業員の未来を守ります。

「がんであるかは、精密検査を受けないとわかりません！

※検診を受けることで、がんの疑いがあるか(=要精密検査)、がんの疑いがないか(=精密検査不要)がわかります。がんであるかないかは精密検査を受けることで初めてわかります。

02. がん検診の大切さ

- 「検診はできるだけ短期間で多くやるほうが良い」と思っていませんか？
- 「検診は若いうちから受診したほうが良い」と思っていませんか？

がん検診のメリットは、検診により早期発見・早期治療につながることです。一方、がん検診や精密検査に伴う偶発症や過剰診断などのデメリットは、受診した人に一定の割合で起こる可能性があります。

決められた年齢で、決められた間隔で、検診を受けることが大切です。
早期発見・早期治療で、9割以上が治ります。



03. 職域がん検診の受診勧奨方法

グッドプラクティス

事例① 「仕事と生活の両立を支える職場づくり～活用ガイドブック～」を作成し、職員へ周知

互いを理解し支え合う風土を作ること、そのための制度の充実と制度の周知が大切と考え、「仕事と生活の両立を支える職場づくり～活用ガイドブック～」を作成し、全職員に配布するとともに事業所ごとに説明会を開催しています。

入社後4年目の職員が長期治療が必要な病気を発症しました。

傷病休暇2か月(62日)を2分割で取得し、年次休暇を組み合わせたことで、3か月を超える期間を全額給与支給しました。その上、業務災害保険の対象となり、入院・通院費用の実費負担分、入退院時の交通費などの保険金が支給されたことで、経済的な支えができたと思います。最大2年間、上限300万円の治療費が補償されます。また、中間管理職にある職員が長期治療を行いながら業務との両立を図っていますが、職場の配慮により業務量の軽減をしつつも、本人の治療への意欲を高めると、所得補償のため、職位を維持しているケースなどもあります。産業医との面談により、主治医には聞けない話や病気に対する不安を継続して相談しているケースでは、メンタル不調による長期の休業からの復帰プログラムを産業医に相談しながら作成し実施したことで職場復帰がスムーズにできました。



POINT

産業保健総合支援センターからの訪問で両立支援に関するアドバイスを受けたことが、失効年次有給休暇積立制度の創設に結びつきました。

事例② 自らのがん罹患を契機に両立支援に向き合い環境整備

有給休暇以外の「治療休暇」を作りました。

これは、がん、脳卒中、糖尿病、肝炎、その他のこれに準じる疾病の場合に取得できるもので、半日単位で利用できます。さらに、失効する年次有給休暇を上限40日まで積立でき、1週間以上の本人の疾病、家族の看護・介護などに半日単位で取得できる積立休暇制度も作りました。また、今回の乳がん罹患の経験から、がん検診の充実も図りました。女性職員全員に乳がん検診、希望者全員に子宮がん検診、腫瘍マーカー、エコーを年齢制限なしで事業所負担により受診できるように整えました。このような取組を職員全員に周知徹底するとともに、総務課に両立支援の窓口を設置しました。傷病手当金、高額医療費制度などの説明も行っています。



POINT

当事業所の場合は、事業主や役員が深い理解を示し、賛同していただけたことが大きいです。がんは、生涯に2人に1人がなると言われていますので、普段から職場の健康意識を高め、他人事ではなく「病気はお互いさま」という風土を醸成することも大切です。

出典：「厚生労働省 治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト 治療と仕事の両立支援ナビ」
※取組事例を加工して作成 詳細はこちらから→



事例③ 精密検査への声かけ

会社が実施する検診で、精密検査が必要と判明しました。いつものことだと思って受けないつもりでしたが、会社の人の声かけで精密検査を受けるとポリープが見つかりました。そのままポリープを切除し、治療することができました。会社で検診体制が整っていること、会社の人からの声かけがあったことに感謝しています。



POINT

精密検査を受けることにより、がんの原因となり得るポリープを切除することができました。がんは見つからなくても予防することができるので、精密検査は必ず受けましょう。

出典：「高知県健康管理担当所向けリーフレット (R5作成)」

04. がん検診と個人情報

がん検診は、労働安全衛生法で義務づけられた法定健診以外の項目のため、がん検診、精密検査の結果取得については、各事業所において取扱規程を定める必要があります。

検診結果・精密検査結果の取得には本人の同意が必要です、
検診提供時に、利用目的等を説明し、あらかじめ本人の意思を確認しておきましょう。

●本人から同意を得る方法(例)

口頭による
意思表示



書面
(電磁的記録を
含む。)の受領



電子媒体(メー
ル、WEB)での
チェック



簡易的な
入力方法
(音声入力、タッチ
パネルへのタッチ、
ボタンやスイッチ
等による入力)



事業場における労働者の
健康情報等の取扱規程を
策定するための手引き
(厚生労働省)



参 考

一般健康診断(定期健康診断)の結果について

- 個人情報にあたりますが、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、事業者は、本人の同意を得なくても取得することが可能です。
- 保険者※1が、その結果を求めた場合も、第三者提供に係る本人の同意が不要とされています。(THP 指針※2による)

※1 公的医療保険の運営主体 ※2 労働安全衛生法に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」

一部引用：大阪府健康医療部健康推進室 健康づくり課「職場におけるがん検診ハンドブック」

05. 治療と仕事の両立支援

～多様な人材がいきいきと働ける企業風土づくり～

1.がんは働きながら治療する時代です

それまで健康だった人が病気にかかり治療が必要になると、以前の通り働けなくなるケースが出てきます。治療をしながら働きたいという思いがあり、主治医によってそれが可能だと判断された人が適切な治療を受けながら働き続けられるよう支援する取組を進めています。

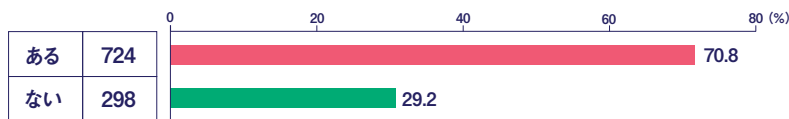


病気の治療と仕事の両立は、平成29年3月26日働き方改革実現会議が決定した「働き方改革実行計画」の一つの柱とされており、企業が取り組むべき重要な課題です。

両立支援を行うための休暇や勤務制度には、例えば時間単位の有給休暇制度、傷病休暇、病気休暇の拡充、短時間勤務制度の導入などがあります。

高知県が行った調査(事業所向け)では、回答のあった事業所のうち約7割が従業員に対して治療と仕事が両立できるような取組を行っています。

<がん等の継続して治療が必要な病気が発見された従業員が治療と仕事を両立できるような取組の有無>
回答数=1,022件(無回答を除く) 有効回収率34.9%(1,043件)

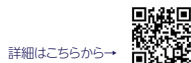


出典：【令和6年度高知県がん検診等事業所実態調査】

2.労働者本人と関係者間の連携が重要

●取り組みのポイントとなるのは「職場環境づくり」

出典：「厚生労働省 治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト 治療と仕事の両立支援ナビ」※取組事例をもとに作成



01.

経営者による基本方針の表明と従業員への周知

事例

いつでも最新の情報を確認できる社内アプリや常に目に入るポスターでの伝達。

02.

安心して相談申出を行える相談窓口の明確化

事例

産業医や医療スタッフの相談窓口を開設。年1回の個人面談を通じて、家庭環境や健康状態を会社へ伝達する仕組みや、直属の上司と1対1でコミュニケーションを図る機会を設ける。

03.

柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の導入等

事例

仕事時間の変更：対象者の始業時間を早めることで、退勤時間を早くし、夕方通院を可能に。

04.

治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成

事例

社内のメンタルヘルス推進部会によるセルフケア研修、職場の環境をチェックする「こころの安全パトロール」

05.

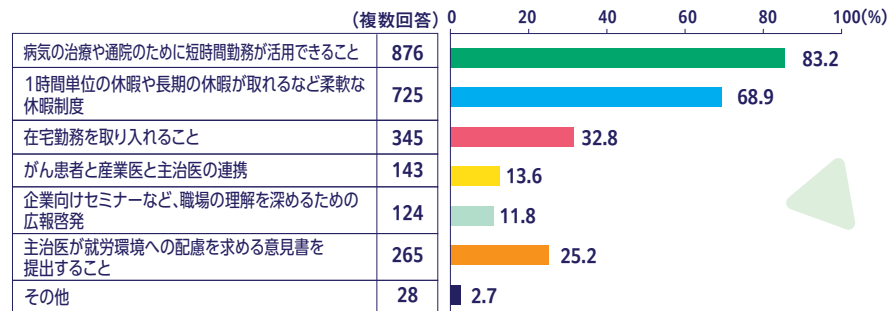
病気や両立支援に関する知識の普及啓発のための教育

事例

「社内健康体操教室」、「がん対策セミナー」などの健康増進イベントを開催。

高知県が行った調査(従業員向け)では、働く意欲のあるがん患者が働き続けられるようにするために次のような取組が必要だと思うと回答がありました。

回答者数=1,053人(無回答を除く) 有効回収率35.1%(1,065人)



出典【令和6年度高知県がん検診等事業所実態調査】

3.高知県における治療と仕事の両立支援の取り組み

高知県地域両立支援推進チーム

地域の実情に応じ、治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、高知県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的として設立されたチームがあります。



高知県地域両立支援推進チーム

高知県地域両立支援推進チームでは、「治療と仕事の両立支援宣言」企業を募集しています。「病気になっても働きたい」そんな従業員の気持ちを応援する企業の取組を支援しています。



両立支援宣言について

4.治療と仕事の両立支援に関する相談

治療と仕事の両立に関する企業と労働者の相談窓口

■高知産業保健総合支援センター

住所：高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3階
電話：088-826-6155 ※相談時間 / 平日8:30~17:15

■支援内容

相談対応

啓発セミナー

個別訪問支援

個別調整支援

※出張相談窓口(事前予約制)

相談場所	電話番号
高知大学医学部附属病院	088-880-2701
高知医療センター	088-837-3000(代表)
高知赤十字病院	088-822-1201
県立あき総合病院	0887-34-3111(代表)
県立幡多けんみん病院	0880-66-2222(代表)
がん相談センターこうち	088-854-8762



高知産業保健総合支援センター
相談窓口



職域でがん検診を実施していない場合

職域で提供していないがん検診がある場合、事業者や保険者が市町村と連携することで、企業で働く従業員の皆さんのがん検診受診につなげることが期待されます。

がんに関する相談窓口

がん診療連携拠点病院等のがん相談窓口では、「がんの治療」や「仕事と治療の両立」等、療養生活全般に関する患者さんやそのご家族からの相談を受け付けています。

● 無料、匿名利用可 ● 診断や治療の状況に関わらずどんなタイミングでも利用できます

こうちがんサポネット



(令和7年10月より開設)

各市町村でのがん検診お問い合わせ先

(R7.9.16現在)

● 高知市 健康増進課 Tel.088-803-8005

● 室戸市 保健介護課 Tel.0887-22-3100

● 安芸市 健康介護課 Tel.0887-32-0300

● 南国市 保健福祉センター Tel.088-863-7373

● 土佐市 健康づくり課 Tel.088-852-1113

● 須崎市 健康推進課 Tel.0889-42-1280

● 宿毛市 健康推進課 Tel.0880-62-1235

● 土佐清水市 健康推進課 Tel.0880-82-1121

● 四万十市 (中村地域) 健康推進課 Tel.0880-34-1115

● 四万十市 (西土佐地域) 西土佐保健分室 Tel.0880-52-1132

● 香南市 健康対策課 Tel.0887-50-3011

● 香美市 健康推進課 Tel.0887-52-9282

● 東洋町 住民課 Tel.0887-29-3394

● 芸西村 保健センター Tel.0887-33-4156

● 本山町 健康福祉課 Tel.0887-70-1060

● 大豊町 地域福祉課 Tel.0887-72-0450

● 土佐町 健康福祉課 Tel.0887-82-0442

● 大川村 保健福祉課 Tel.0887-84-2211

● いの町 ほけん福祉課 Tel.088-893-3811

● 仁淀川町 健康福祉課 Tel.0889-35-0888

● 中土佐町 健康福祉課 Tel.0889-52-2662

● 佐川町 健康福祉課 Tel.0889-22-7716

● 越知町 保健福祉課 Tel.0889-26-3211

● 梶原町 保健福祉課 Tel.0889-65-1170

● 日高村 健康福祉課 Tel.0889-24-5197

● 津野町 健康福祉課 Tel.0889-55-2151

● 四万十町 健康福祉課 Tel.0880-22-3115

● 大月町 健康福祉課 Tel.0880-73-1365

● 三原村 住民課 Tel.0880-46-2111

● 黒潮町 (大方地域) 健康福祉課 Tel.0880-43-2836

● 黒潮町 (佐賀地域) 地域住民課 Tel.0880-55-7373

● 中芸広域連合 介護・保健福祉課 Tel.0887-38-8212

高知県 健康政策部健康対策課 Tel.088-823-9674 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

本マニュアルは、平成30年3月に厚生労働省が策定した『職域におけるがん検診に関するマニュアル』を基に作成しました。

厚生労働省の
マニュアルはこちら



事業所向けがん検診等啓発リーフレットや研修動画等を作成しました。(こうちがんサポネット)

啓発資料に
ついてはこちら



(令和7年10月より開設)